

議案第74号

財産の交換について

下記のとおり財産を交換するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 交換に供する財産

- (1) 種類 土地
- (2) 所在地 さいたま市北区宮原町1丁目851番
- (3) 地積 14,000.25平方メートル
- (4) 価額 2,492,044,500円

2 交換により取得する財産

- (1) 種類 土地
- (2) 所在地 さいたま市北区盆栽町453番ほか1筆
- (3) 地積 10,432.93平方メートル
- (4) 価額 1,706,270,640円

3 交換の相手方 千葉県船橋市海神町西1丁目1042番地2

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
理事長 尾身 茂

4 交換差額の補足 相手方は、市に対し、353,586,145円（交換差額785,773,860円から、北部地域の医療体制を確保するために市が相手方に行う支援として432,187,715円を減じて得た額）を支払うものとする。

5 交換理由 市が交換に供する土地に、相手方が社会保険大宮総合病院を移転するため。

(参考)

交換により取得する財産

所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)	
北区盆栽町	4 5 3 番	宅地	9, 2 9 2	3 2
〃	4 8 3 番 1	〃	1, 1 4 0	6 1

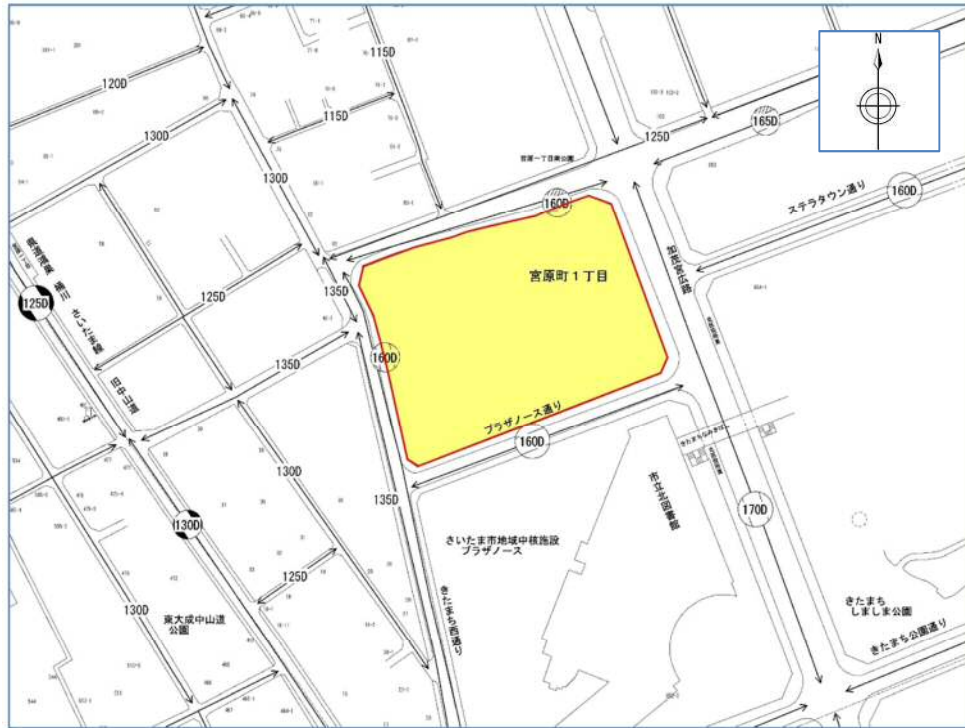
案 内 図



見 取 図

交換に供する財産

さいたま市北区宮原町1丁目851番



交換により取得する財産

さいたま市北区盆栽町453番及び483番1

